

第 33 回全国都市緑化よこはまフェア実行委員会会則

(名称)

第 1 条 本会は、第 33 回全国都市緑化よこはまフェア実行委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、第 33 回全国都市緑化よこはまフェア（以下、「フェア」という。）の事業を実施することにより、都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及等を図り、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下、「本事業」という。）を行う。

- (1) フェア開催に係る企画立案、調整、実施に関する事。
- (2) フェア開催に係る広報活動などに関する事。
- (3) フェアにおける公募企画に関する事。
- (4) フェア関連・連携イベントへの協力、支援に関する事。
- (5) フェアにおける市民、企業等との協働に関する事。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

2 本事業の実施にあたっては、委員又は委員が属する団体と協力してこれを行うものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 経済団体、緑化推進団体及び市民等の団体の代表者又は役職者
- (2) 関係行政機関の代表者又は役職者
- (3) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 委員がその属する機関及び団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 監事 2 名

2 会長は、横浜市長をもって充てる。

3 副会長は、横浜市副市長、横浜商工会議所会頭及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。

4 監事は、横浜市会計管理者及び公益財団法人都市緑化機構事務局長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(名誉顧問及び顧問)

第7条 委員会に名誉顧問及び顧問(以下、「顧問等」という。)を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 顧問等は、委員会の運営に関する重要な事項について意見を述べることができる。

(参与)

第8条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応じる。

(アドバイザー)

第9条 本事業の実施にあたって、専門的な見地から事業の企画・調整・実施等に関わる助言を得るため、委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは会長が委嘱する。

(任期)

第10条 役員、委員、名誉顧問、顧問、参与及びアドバイザーの任期は、委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第11条 役員、委員、名誉顧問及び顧問の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第12条 委員会の会議は、総会とする。

(総会)

第13条 総会は、役員及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 委員会に係る基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他委員会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は、会長が招集し、開催する。
 - 3 総会は、副会長及び委員(以下、「委員等」という。)の過半数の出席をもって成立とする。
 - 4 委員等が出席できないときは、あらかじめ審議事項につき書面をもって意見を表明すること又は委員等が指定する者を代理として出席させることができる。この場合には、前項に定める会議への出席者とみなすものとする。

- 5 欠席する委員等からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。
- 6 総会の議長は会長が務める。
- 7 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。
- 8 緊急を要するときは、委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって総会の議決を行うことができる。
- 9 会長が必要と認めるときは、委員等以外の者に出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

- 第 14 条 会長は、総会の招集するいとまがない場合、総会の決議事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(連絡調整会議及び専門部会)

- 第 15 条 会長は、フェアの実施等について具体的かつ機動的に事業の推進を図るため、委員会に、連絡調整会議及び専門部会を置くことができる。
- 2 連絡調整会議及び専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局の設置)

- 第 16 条 委員会の事務を処理するため、横浜市環境創造局内に事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、横浜市環境創造局全国緑化フェア推進担当部長をもってこれに充てる。事務局長は事務局の事務を掌理する。
 - 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(経費)

- 第 17 条 委員会の経費は、横浜市からの負担金、協賛金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。
- 2 委員会の経理事務に関しては、会長が別途定める規程によるものとする。

(会計年度)

- 第 18 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、委員会の設立年度の会計年度は、委員会設立の日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- 2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

- 第 19 条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を受けることとする。

(決算)

- 第 20 条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を受けることとする。

(欠損金の処理)

第 21 条 歳入の欠陥等により欠損の発生が明らかになった場合、その処理については、横浜市と協議するものとし、会長及び委員等は欠損金を負担しないものとする。

(剰余金の処理)

第 22 条 会計年度ごとの委員会収支決算において剰余金が発生した場合は、横浜市との間において協議するものとし、会長及び委員等は、その剰余金を取得しないものとする。

(解散)

第 23 条 委員会は、第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。
2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(委任)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。